

第 14 回 長野市政務活動費検討委員会 会議記録

1 日時 令和 8 年 7 月 21 日（火曜日） 午前 10 時 00 分～午前 11 時 10 分

2 場所 応接 2

3 出席委員（6 名）

委員長 鈴木 洋 一 議員

副委員長 金 沢 敦 志 議員

委員 西 沢 利 一 議員

委員 堀 内 伸 悟 議員

委員 滝 沢 真 一 議員

委員 内 藤 武 道 議員

4 欠席委員（なし）

5 オブザーバー参加議員 山崎 昭夫 議員

山崎 裕子 議員

6 協議事項

(1) 政務活動費運用指針の見直し検討について

・政務活動費運用指針素案に対し、オブザーバー（無所属議員）から意見が 2 点出されたので協議を行った。

①「一人会派の広報紙への支出について 2 分の 1 以内で按分して支出とするのではなく、会派と同様に紙面の宣伝的内容に応じて政務活動費から全額支出すべき。」との意見が出された。

この意見については、「広報紙の内容については、その宣伝的な内容について様々な観点から議論してきており、一例として会派の広報紙において議会での個人質問時の写真や氏名は個人の宣伝活動と取扱い、その場合は、政務活動費から全額支出はできないと決定したため、一人会派（無所属議員）の広報紙においては、個人の写真や氏名を記載せざるを得なく、個人の宣伝活動の内容が入ってしまうことから 2 分の 1 以内で按分して支出すべき。」と結論付けた経緯があることから素案の変更はしないことに決定した。

②運用指針の素案で「支出にあたっては、ポイントが発生しないよう努め、ポイントが発生した場合は、疑義の生じないようにすること。」とした部分について、「ポイントの利用が可能と解釈できることから、一切利用しないと明確に記載すべき。」との意見が出された。

この意見については、政務活動費の支出の際に取得したポイントを政務活動費の一部として使用する場合を考慮して「ポイントが発生した場合は、私的利用しないものとし、疑義の生じないようにすること。」に修正し、決定した。

(2) その他

以上